

新法紹介

一 公布済の新規法令

- 1 「国内外貿易の一体化の発展促進に関する意見」
- 2 『「地域的な包括的経済連携協定」(RCEP)の実施に関する指導意見』
- 3 「グリーン消費促進の実施方案」

二 立法草案

- 1 「工業及び情報化領域におけるデータ安全管理弁法(試行)」(パブリックコメント)

一、公布済の新規法令

1 「国内外貿易の一体化の発展促進に関する意見」

国務院弁公庁は、2022年1月19日に「国内外貿易の一体化の発展促進に関する意見」を公布し、国内貿易と対外貿易の一体化を促進することが、強い国内市場の構築や国内と国際間の「双循環」に資するという方針を示した。本意見は、「国内外貿易の一体化の制度体系の整備・改善」、「国内外貿易の一体化の発展能力の強化」、「国内外貿易の融合発展の加速」、「保障措置の整備・改善」といった4つの方面において15項目の措置を打ち出した。それらの項目には、主に法律法規の健全化(特に知的財産権の権利侵害に対する懲罰的賠償制度の健全化)、監督管理体制の整備、国際ルール・規則との整合性の強化、国際的な標準認証との連携やそれらへの積極的な参加等の促進、国内外貿易における製品の「同線同標同質(同じ生産ライン、同じ標準、同じ品質)」の推進、事業主による国内外貿易の経営一体化の支援、国内外貿易の融合的な発展モデルの創出、国内外を連結する物流ネットワークの整備(国際的な航空貨物運輸能力の構築を強化し、国際的な海運競争力を向上させる)、国内外貿易の融合発展の制度の構築(自由貿易試験区、自由貿易港が牽引の役割を果たし、ハイレベルでの制度の開放を推進し、国内貿易・国際貿易の融合、発展を促進する)、財政金融の支援の強化(金融機関が市場化の原則に基づき信用貸付支援を強化することを奨励し、国内外貿易に携わる企業の売掛金、在庫、倉庫証券、注文書、保険証券等に基づき金融商品を創出し、金融サービスを強化する等)等の内容が含まれる。

URL: http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-01/19/content_5669289.htm

(国務院弁公庁2021年12月30日制定、2022年1月19日公布)

2 『「地域的な包括的経済連携協定」(RCEP)の質の高い実施に関する指導意見』

商務部、国家発展改革委員会をはじめとする計6つの行政部門は連名で、2022年1月24日に『「地域的な包括的経済連携協定」(以下は「RCEP」という。)の質の高い実施に関する指導意見』を公布した。本意見では、「協定における市場開放の承諾及び規則を利用し、貿易投資の質の高い発展を推進する」、「製造業のグレード

アップを促進し、産業競争力を向上させる」、「国際標準を巡る協力及び転化を推進し、標準の産業発展に対する促進作用を向上させる」、「金融支援及び関連政策の体系を整備・改善する」、「各地の条件に適した対応を採ってRCEPルールを活用し、経営環境を向上させる」、「企業向けの関連サービスを継続して綿密に実行する」という6項目を重点的任務に位置づけている。また具体的な措置としては、①貨物貿易の発展を促進し、電子製品、機械装備、自動車部品、化学繊維、農産物等、優位性のある製品の輸出拡大を推進し、先端技術、重要設備、基幹部品、原材料等の輸入を積極的に拡大し、日用消費財、医薬品、リハビリ設備及び養老介護設備等の輸入をサポートすること、②サービス貿易の対外開放レベルを向上させ、製造業の研究開発、管理コンサルティング、養老サービス、専門設計等、協定におけるサービス貿易の開放にかかる承諾を着実に実施し、更にはグリーン・低炭素の発展の外国向け投資を促進すること、③知的財産権の保護を強化し、RCEPの知的財産権のルールに従い、著作権・商標・地理的表示・特許・意匠・遺伝子資源・伝統知識・民間芸能及び商業秘密等についてハイレベルな保護を提供すること、④製造業の最適化・グレードアップを推進し、製造業のコア競争力を強化して技術の改良を実施し、製造業の産業チェーンの補充・強化を推進し、資源、技術、装備のサポートを強化すること、⑤投資の自由化、円滑化のレベルを向上させ、全国向け及び自由貿易試験区向けの外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)の整備・改善を促進すること等が挙げられている。

RCEPは日本企業が恩恵を受ける場面も多いと言われている協定であり、今後、中国の法制度や政策面でどのように具体化されていくか、注目していく必要があると思われる。

URL: http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-01/26/content_5670518.htm

(商務部等6部門2022年1月24日公布・施行)

3 「グリーン消費促進の実施方案」

2022年1月18日、国家発展改革委員会、工業及び情報化部、住宅及び都市農村建設部、商務部をはじめとする計7つの行政部門は、「グリーン消費促進の実施方案」を公布した。本方案では、「2025年までにグリーン・低炭素製品の市場シェアを大幅にアップし、重

点的領域におけるグリーン消費へのモデルチェンジに明らかな成果が表れ、グリーン消費の方式が広く普及し、グリーン・低炭素循環発展の消費体系が初歩的に形成されること」と、「2030年までにグリーン・低炭素製品が市場の主流となり、重点的領域におけるグリーン消費、低炭素発展のモデルが概ね形成され、グリーン消費の制度・政策体系と体制・メカニズムが概ね整備されること」という、2030年のカーボンピークアウトを意識した2つの段階的な目標が明確にされた。

注目すべき重点的な措置として、①新エネルギー自動車の普及に力を入れ、各地の新エネルギー自動車の車両購入制限を段階的に取り消し、走行規制免除、通行権 (Right-of-Way) 等の支援政策の実施を促進すること、②バッテリー充電交換、新型エネルギー蓄積、水素充填等の関連するインフラ施設の建設を強化し、車両・船舶用LNGの発展を積極的に推進すること、③ハイクオリティ・ハイテク・高付加価値なグリーン製品貿易の発展に努め、積極的にグリーン・低炭素製品の輸入を拡大すること、④先進的で実用可能なグリーン・低炭素技術を積極的に研究開発、導入し、グリーン設計とグリーン製造の普及に力を入れ、グリーン・低炭素製品の供給を拡大すること、⑤揮発性有機化合物の含有量が低い製品の生産、使用を促すこと、⑥低炭素・ゼロ炭素、マイナス炭素技術、スマート技術、デジタル技術等の研究開発や普及、並びに転換応用を強化すること、⑦グリーン配送包装を積極的に普及させ、企業が商品と物流の一体化した包装を使用するよう奨励すること、⑧再生可能エネルギー資源の規模化、クリーン化を推進し、再生可能エネルギー資源産業の集中的な発展を促進すること、⑨グリーン消費に係る法律法規を整備し、グリーン低炭素製品とサービスの標準・認証・標識体系をより一層完備し・強化すること、⑩金融機関がグリーン・低炭素製品を生産、販売、購入する企業及び個人に金融サービスを提供するよう誘導し、グリーン消費にかかるファンドの設立、新エネルギー自動車向けの保険製品やグリーン建築物に対する保険保障を奨励すること等が挙げられる。

URL : http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-01/21/content_5669785.htm

(国家発展改革委員会等7部門2022年1月18日公布・施行)

二、立法草案

1 「工業及び情報化領域におけるデータ安全管理弁法（試行）」 (公開意見募集稿)

工業及び情報化部は、2021年9月30日に「工業及び情報化領域に

おけるデータ安全管理弁法（試行）」のパブリックコメントを公開した後、2022年2月10日に、前回のバージョンを修正したバージョンを再度公開し、同年2月21日を期限として意見聴取しているところである。

本弁法（パブリックコメント）は、「データ安全法」、「サイバーセキュリティ法」並びに「個人情報保護法」等に基づき工業・情報化分野におけるデータの取扱い、データ安全管理、データ開発の促進について規定するものである。前のバージョンと同様、今回の修正バージョンも、主に適用対象となるデータ等の定義、該当性の判断基準、データ分類・レベル分割の方法、データ取扱者の義務、監督管理部門（工業及び情報化部門）による管理方法等を規定している。

もともと、前のバージョンと比べると、以下の変更点が挙げられる。

- ① 個人情報に対する個別的保護を強調したこと。
- ② 無線通信データを適用範囲に追加し、工業データ、通信データと無線通信データをそれぞれ定義したこと。
- ③ 適用されるデータの分類・レベル分割の基準と方法を修正したこと。
- ④ 監督管理機構の職権範囲を明確化し、工業及び情報化部による地方監督管理部門への監督指導の職権を強調したこと。
- ⑤ データ取扱者の重要データとコアデータの届出手続を明確化、細分化したこと（特に補充届出の申込、審査・承認、届出変更、更新届出に関わる規定）。
- ⑥ 法定代表者責任制、重要データ・コアデータ処理者の内部管理制度を定めたこと。
- ⑦ 各レベルのデータに対する共通の要求や重要データ及びコアデータに対する更なる要求等、データのライフサイクルにおけるコンプライアンス要求を強調したこと。

なお、データの安全保護を巡り、全国情報安全標準化委員会は、今年1月13日に改めて「情報安全技術 重要データ識別ガイドライン」という国家推奨標準のパブリックコメントを公開している。データ安全法のキーワードとなる「重要データ」の判別に対して参考になれると思われるため、あわせて注意されたい。

URL : http://www.gov.cn/xinwen/2022-02/13/content_5673340.htm

(工業及び情報化部2022年2月10日公開、同日から2月21日までに意見聴取)

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス : info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには掲載されべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければ存じます。